

## 藤田医科大学における研究費の不正使用に係る調査等に関する規程

施行 平成27年2月1日

改正 平成31年4月1日

### (趣旨)

第1条 この規程は、藤田医科大学（以下、本学という）における研究費の不正使用又は不正使用の疑いが生じた場合の調査等に関する必要な事項を定め、組織の責任体制を明確にし、不正使用の抑止に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、「研究費」、「研究者等」、「不正使用」とは、藤田医科大学における公正な研究の推進に関する規程（以下、公正な研究の推進に関する規程という）第2条に規定する、研究費、研究者等、不正使用をいう。

2. この規程において、「最高管理責任者」とは、公正な研究の推進に関する規程第5条に規定する最高管理責任者をいう。
3. この規程において、「統括管理責任者」とは、公正な研究の推進に関する規程第6条に規定する統括管理責任者をいう。
4. この規程において、「配分機関」とは、公募型の研究費資金、私学助成等の基盤的経費等の配分を行う機関をいう。
5. この規程において、「受付窓口」とは、公正な研究の推進に関する規程第19条に規定する告発受付窓口をいう。
6. この規程において、「告発者」とは、不正使用を探知した者をいう。
7. この規程において、「告発等」とは、告発者からの通報、告発及び通報等に関する相談をいう。
8. この規程において、「被告発者」とは、告発者から告発等の対象として特定された者をいう。

### (受付方法)

第3条 受付窓口は、告発者からの不正使用（その疑いがあるものを含む。以下この条から第7条までにおいて同じ）に関する告発等を書面、電話、FAX、電子メール、面談など選択できるように受付体制を整備するとともに、学内及び学外に受付体制を周知する。

### (不正使用に関する告発等)

第4条 告発者は、前条に規定する受付窓口で告発等を行う。

2. 受付窓口は、学内又は学外を問わず、すべての者からの告発等を受け付ける。ただし、この規程に別段の定めのあるとき又は正当な理由のあるときはこの限りではない。
3. 職員は、自らの職務において不正使用を知り得たときは、当該内容について受付窓口で告発等に努めなければならない。
4. 告発等は、原則として顕名とし、不正使用に関与したとする研究者・グループ、不正使用の様態等、事案の内容を明示して行う。
5. 前項にかかわらず、匿名による告発等がなされた場合において、研究者等の不正使用について疎明されたときは、受付窓口は告発等を受け付ける。

6. 告発等がなされたときは、受付窓口は最高管理責任者に対し、告発等の内容を報告する。
7. 最高管理責任者は、告発等の内容の合理性を確認し、受け付けるか否かを判断する。
8. 最高管理責任者は、告発等を受け付けた場合、受付から30日以内に当該調査の要否を判断するとともに、文部科学省又は配分機関に報告する。ただし、当該事案が文部科学省所管の研究費の場合は、文部科学省及び配分機関の双方に報告する。
9. 最高管理責任者は、告発等を受け付けた場合、告発者に対し当該告発等を受け付けた旨を通知する。ただし、告発者に対し通知する手段がないときは、この限りではない。
10. 告発者は、調査に協力するものとする。

#### (調査委員会)

第5条 最高管理責任者は、前条第8項の報告に係る告発等のうち受け付けた事案について、調査の必要を認めるときは、調査委員会を設置し事実関係の調査を行う。

2. 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 統括管理責任者
  - (2) 委員長が指名する職員 若干名
  - (3) 監査室長
  - (4) 学外の有識者 若干名
3. 委員は、告発者及び被告発者に該当せず、かつ告発者及び被告発者との間に直接の利害関係を有しない者とする。
4. 最高管理責任者は、本調査中に委員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該委員を交代させる。
  - (1) 委員が不正使用に関与しているとき又は関与が疑われるとき
  - (2) 委員が前項の要件を充たしていないとき又は充たしていないと疑われるとき
5. 調査委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。
6. 第2項第2号及び第4号の委員は、委員長が委嘱する。
7. 第2項第1号の委員が第4項各号のいずれかに該当したときは、最高管理責任者は、新たに委員長を指名する。なお、新たに指名された委員長は、改めて第2項第2号及び第4号の委員を委嘱する。
8. 調査委員会を設置した場合は、委員の所属、氏名を告発者に示す。
9. 最高管理責任者は、告発者から委員の妥当性について異議の申し出があった場合において、当該申し出の内容を審査の結果、その内容が妥当と認めるときは、委員を交代させるとともに、その旨を告発者に通知する。なお、告発者に対して通知する手段がない場合の取り扱いは第4条第9項ただし書を準用する。

#### (調査の実施)

第6条 調査委員会は、不正使用の有無、不正使用の内容、不正使用の相当額、関与した者及びその関与の程度等について調査する。

2. 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について事前に文部科学省又は配分機関に報告し、協議しなければならない。ただし、当該事案が文部科学省所管の研究費の場合は、文部科学省及び配分機関の双方に報告する。

3. 調査委員会は、告発者、被告発者及び関連する部局の職員に対し関係資料の提出、事実の証明、事情聴取その他調査に必要な協力を要請することができる。
4. 調査委員会は、調査の途上においても調査対象の研究費の使用を停止すべきであると判断したときは、最高管理責任者に対し意見を述べる。
5. 最高管理責任者は、前項の意見を受けたときは、調査対象の研究費の使用を停止するか否かを決定する。なお、最高管理責任者は、当該研究費の使用の停止を決定したときは、直ちに被告発者に当該研究費の使用を停止するよう命じる。
6. 告発者及び被告発者は、調査の実施のみを理由として、人事、給与、研究又は教育上のいかなる不利益な取扱いも受けない。
7. 告発等によりその対応に当たるすべての者は、告発者、被告発者及び関連する部局の職員その他当該調査に協力した者の名誉及びプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。

#### (調査への協力)

第7条 告発者、被告発者及び関連する部局の職員は、事実の究明のために調査に誠実に協力しなければならない。なお、退職後においても同様とする。

#### (認定)

第8条 調査委員会は、調査した内容をまとめ、不正使用の有無について認定を行う。

2. 調査委員会は、不正使用の有無についての認定に際して、被告発者に弁明の機会を与えなければならない。
3. 調査委員会は、調査の結果を最高管理責任者に報告しなければならない。
4. 前項の報告には、不正使用の有無、不正使用の内容、不正使用の相当額、関与した者とその関与の程度を含める。

#### (調査結果の通知及び報告)

第9条 最高管理責任者は、前条第3項の報告に基づき、告発者、被告発者及び関連する部局長に対し、調査の結果を通知する。なお、告発者に対して通知する手段がない場合の取り扱いは第4条第9項ただし書を準用する。

2. 最高管理責任者は、文部科学省又は配分機関に対して、原則として通報の受付から210日以内に、調査結果とともに、関係者の処分、不正使用の発生要因、管理監査体制の状況及び再発防止策その他必要な事項を加えて報告しなければならない。
3. 最高管理責任者は、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を文部科学省又は配分機関に提出する。
4. 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、文部科学省又は配分機関に報告する。
5. 最高管理責任者は、文部科学省又は配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況を報告し、又は中間報告を提出しなければならない。
6. 最高管理責任者は、調査に支障がある等正当な事由がある場合を除き、文部科学省又は配分機関への当該事実に係る資料の提出又は閲覧、文部科学省又は配分機関による現地調査に応じる。

7. 最高管理責任者は、第2項から第5項の報告を行った結果、文部科学省又は配分機関から不正使用に係る研究費の返還命令を受けたときは、被告発者に当該額を返還させる。

(不服申立て)

第10条 不正使用の認定がなされた場合の被告発者は、前条第1項に定める通知を発出した日から14日以内に最高管理責任者に対し、不服申立てを行うことができる。

2. 最高管理責任者は、不服申立てがなされたときは、不服申立ての理由を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定の上、不服申立てをした者及び被告発者に対し、不服申立てがあった旨及び再調査を行うか否かを通知する。なお、再調査の開始及び不服申立ての却下の決定をしたときも同様とする。

3. 調査委員会は、再調査開始の決定がなされたときは、速やかに再調査を行い、その結果を最高管理責任者に対し報告しなければならない。

4. 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、被告発者及び被告発者に対し、再調査の結果を通知する。なお、被告発者に対して通知する手段がない場合の取り扱いは第4条第9項ただし書を準用する。

5. 最高管理責任者は、再調査を実施しないことを決定したときは、再調査をしない旨をその理由と併せて不服申立てをした者及び調査委員会に通知する。

6. 不服申立てをした者は、第4項及び第5項の決定に対して、再度不服申立てを行うことはできない。

(調査結果の公表)

第11条 最高管理責任者は、不正使用を認定した場合において、合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、次の事項について速やかに調査結果を公表する。

- (1) 不正使用に関与した者の氏名及び所属
- (2) 不正使用の内容
- (3) 調査委員会が公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員会の委員の氏名及び所属
- (5) 調査の方法及び手順
- (6) その他必要な事項

(措置)

第12条 最高管理責任者は、不正使用を行ったと認定された者、不正使用への関与が認定された者に対して、藤田学園就業規則等に基づく処分を決定するため、懲戒審議会の開催を理事長に要請する。

2. 最高管理責任者は、不正使用の情状を鑑みて、必要に応じて法的措置を講ずる。

3. 最高管理責任者は、不正使用が認められなかったときは、必要に応じて被告発者等への不利益発生を防止するための措置を講ずる。

(守秘義務)

第13条 調査委員会の委員その他この規程に基づき不正使用の調査に関係した者は、その職務に関

し知り得た情報を他に漏えいしてはならない。

(委員会の事務)

第14条 調査委員会に関する事務は、法人本部監査室で行う。

(文部科学省等への報告に関する事務)

第15条 文部科学省等への報告に関する事務は、研究支援推進本部事務部研究費管理課で行う。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、研究費の不正使用に係る調査等の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

(改正)

第17条 この規程の改正は、常務会の決議による。

附則

1. この規程は、平成27年2月1日から施行する。
2. 平成27年10月1日一部改正
3. 平成29年4月1日一部改正
4. 平成30年10月10日一部改正
5. 平成31年4月1日一部改正